

組織及び職員の名称の改正等について（例規）（抄）

最終改正 平成19.3.30 例規務第8号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察運営の合理化と、他の公共機関との均衡を図り、あわせて職員の志気の向上を図るため、第1に掲げた規則及び訓令をそれぞれ制定又は廃止して、組織、職員の名称等を改め、昭和34年1月1日から施行することとしたから、特に第2に掲げた諸点に留意して、運用されたい。

なお、この措置に伴う公安委員会規則は、昭和33年12月23日付の京都府公報に登載される予定である。

記

第2 改正の要点

3 警察官以外の職員（以下「一般職員」という。）の職及び名称について

(1) 削除

第3 その他

1 職員の呼称

この措置により、今後職員の呼称は、次によること。

(1) 警察官は、警察礼式第12条の定めるところによる。

(2) 一般職員は、氏と職名

2 回議書の記載方法

この措置により、今後回議書の起案者の表示は、次によること。

(1) 警察官は、氏と階級

たとえば、 警部

(2) 一般職員は、氏と職名

たとえば、 係長（主任、係員）